

<p>定が必要になるといった場合には、やはり法律改正をすることがもちろん筋だ、望ましいというふうに思います。</p> <p>○山尾委員 ちょっと、この場この場で副大臣の周りにいろいろな関係者が集まって、この場でごそじそとか議論をされて、この解釈、変えるのには解釈ができるのか、それとも法律改正が必要なのか、法律改正が望ましいのかということを今この場で協議されても、そういう類いのものではないと思うんですね。</p> <p>そうすると、宮下副大臣、結論を変える場合には法律改正が望ましいとおっしゃいましたけれども、法律改正が必要だということではないんですね。</p> <p>○松島委員長 速記をとめてください。</p> <p>○松島委員長 〔速記中止〕</p> <p>○宮下副大臣 調整</p> <p>○宮下副大臣 放送法との関係で規律とか、調整とか指示はないというのが解釈でありますけれども、それが必要であるという、状況が変わった場合にはやはり法改正が望ましい、法改正で対応すべきことだというふうに思いますが、現状、状況は変わつておりませんので、そもそも、平成二十四年と同じ状態にあり、その解釈を我々は踏襲をして、これからもそういう対応をしていくといふことがありますので、基本的には、仮定のお話にはお答えしにくいんですけども、今の、対応が必要な場合には法改正をする、それが原則だと思います。</p> <p>○山尾委員 その原則が全く破られているから、私もしつこくこれを聞いているんですね。もう一回聞きます。</p> <p>法改正が望ましいのはわかりました。その後、法改正で対応すべきだという言葉がありました。改めて確認します。望ましいのはわかりました。もし結論を変えるんだつたら、法改正は必要不可欠なんですか、それとも、必ずしも必要とは限らないんですか、どちらですか。</p>	<p>○松島委員長 速記をとめてください。</p> <p>○松島委員長 〔速記中止〕</p> <p>○宮下副大臣 先ほども申し上げましたように、対応を変える必要がある場合には法改正が望ましいということでありますけれども、それ以上のことは、仮定の話でありますし、一般的な法の効力の話でありますので、その点につきましては、私は答える立場がないということを申し上げたいと思います。</p> <p>○山尾委員 今までのところでわかったのは、結論を変えるなら法改正が望ましいという立場に今正が必須かどうかということについては答える立場がない、今、政府見解としては確たるものがないということでありました。</p> <p>質疑時間がこういうふうに終了していつたんでも、私が問うているのは、国家公務員法の定年延長に検察官の適用があるか否かということについては、適用しないという過去の明確な政府答弁があるので、解釈で適用できるというふうに変えた。そうすると、今回のことも、この放送法との関係では指示はできないという政府見解が得る状況が起きているから何度も何度も繰り返しこのことを聞かせていただき。</p> <p>○松島委員長 質問時間が終了しておりますから、短く。</p> <p>○山尾委員 きょうの答弁ですので、私自身は、今後のこととは解釈で変わる余地があり得るというふうに理解せざるを得ませんし、私自身、そういう前提に立つてこの質疑には臨みましたので、ますます、やはりこの特措法の問題というのはこれから先もちょっとしつかり議論を続けていく必要があります。</p> <p>○藤野委員 今御答弁があつた、例えば武力攻撃事態法の場合などでは、より強い制限がかかるわけですね。NHKだけじゃなく民放にも及んでいくことになつております。</p> <p>○藤野委員 なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、「法律に定める権限に基づく場合」に該当する規定はないと認識しております。</p> <p>○藤野委員 今御答弁があつた、例えば武力攻撃事態法の場合などでは、より強い制限がかかるわけですね。NHKだけじゃなく民放にも及んでいくことになつております。</p> <p>○松島委員長 次に、藤野保史さん。</p>
<p>○松島委員長 速記をとめてください。</p> <p>○松島委員長 〔速記中止〕</p> <p>○宮下副大臣 調整</p> <p>○宮下副大臣 放送法との関係で規律とか、調整とか指示はないというのが解釈でありますけれども、それが必要であるという、状況が変わった場合にはやはり法改正が望ましい、法改正で対応すべきことだというふうに思いますが、現状、状況は変わつておりませんので、そもそも、平成二十四年と同じ状態にあり、その解釈を我々は踏襲をして、これからもそういう対応をしていくといふことがありますので、基本的には、仮定のお話にはお答えしにくいんですけども、今の、対応が必要な場合には法改正をする、それが原則だと思います。</p> <p>○山尾委員 その原則が全く破られているから、私もしつこくこれを聞いているんですね。もう一回聞きます。</p> <p>法改正が望ましいのはわかりました。その後、法改正で対応すべきだという言葉がありました。改めて確認します。望ましいのはわかりました。もし結論を変えるんだつたら、法改正は必要不可欠なんですか、それとも、必ずしも必要とは限らないんですか、どちらですか。</p>	<p>○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。今この質疑を聞いておりまして、我が党は二〇一二年にこの特措法そのものに反対をしたわけですが、この法律が内包する危険性というのが浮き彫りになつたなというふうに感じております。ましてや、今の政権で、定年延長の問題でも、その社会情勢の変化という言葉がまさに出されているわけで、本当にいろいろな意味でちよつと考えさせられる質疑だったと思つております。</p> <p>私も放送法三条のことをお伺いしようと思つていまして、副大臣にお聞きしたいんですが、三条に、「法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」とあるんですが、ここで言う「法律に定められた権限に基づく場合」に当たるものとして、どういうものがあるんでしょうか。</p> <p>○宮下副大臣 本来、放送法は総務省所管の法律でござりますので、私が解釈を申し上げる立場にはございませんけれども、その上で申し上げれば、昨日の衆議院総務委員会で高市総務大臣が答弁されております、放送法第三条に規定する「法律に定める権限に基づく場合」とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十条に定める警報の放送のように、個別の条文において放送事業者に関する特別の措置が明文化されている場合を指すと認識しているということになります。</p> <p>○藤野委員 これは、要するに、地方との関係では災害対策基本法、そして国との関係では国民保護法を参考に、ベースにしている、そういうやりとりがずっとあるんですね。よいところを取り入れてつくったのが特措法だ。こういうことになります。時間の関係でこちらで言いますが、国民保護法では、指定公共機関にNHKだけでなく民放も入っているんですね、入っております。国民保護法の場合は、それこそ可能性の話ではなくて、もう指定されていますから、いろいろなことをやらなきやいけなくなるんですね。</p> <p>私がお聞きしたいのは、特措法というのは、今のコロナも入っているやつは、地方との関係では災害対策基本法、国との関係では国民保護法の両方のよいところとなるべく取り入れてつくつたんだという解釈というか立法説明なんですね、提案理由説明。となると、今後、時の政権が、国民保護法のよいところはほかにもあるね。例えばNHK以外にもやらないと云ひないねとか、そういうふう、国民保護法のよいところを基礎にしてつくつたこの法律に、その解釈によつて、国民保護法のよいところ、つまり指定公共機関に民放を含めていくことといふことも、これは可能になるんじやないですか。</p>
<p>○松島委員長 速記をとめてください。</p> <p>○松島委員長 〔速記中止〕</p> <p>○宮下副大臣 調整</p> <p>○宮下副大臣 放送法との関係で規律とか、調整とか指示はないというのが解釈でありますけれども、それが必要であるという、状況が変わった場合にはやはり法改正が望ましい、法改正で対応すべきことだというふうに思いますが、現状、状況は変わつておりませんので、そもそも、平成二十四年と同じ状態にあり、その解釈を我々は踏襲をして、これからもそういう対応をしていくといふことがありますので、基本的には、仮定のお話にはお答えしにくいんですけども、今の、対応が必要な場合には法改正をする、それが原則だと思います。</p> <p>○山尾委員 その原則が全く破られているから、私もしつこくこれを聞いているんですね。もう一回聞きます。</p> <p>法改正が望ましいのはわかりました。その後、法改正で対応すべきだという言葉がありました。改めて確認します。望ましいのはわかりました。もし結論を変えるんだつたら、法改正は必要不可欠なんですか、それとも、必ずしも必要とは限らないんですか、どちらですか。</p>	<p>でいまして、私のところにもお届けいたいたんですが、この中に二〇一二年の国会審議が紹介されておりまして、その中で我が党の塙川議員の質疑も紹介していただいているんですね。二〇一二年三月二十八日であります。</p> <p>この中で、当時の政府委員がこう答弁しております。「指定公共機関に関してのお尋ねでござりますが、この法案、当時のインフル特措法ですが、「この法案、災害対策基本法と国民保護法、その両方のよいところをなるべく取り入れるよういまして、副大臣にお聞きしたいんですが、三条に、「法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」とあるんですが、ここで言う「法律に定められた権限に基づく場合」に当たるものとして、どういうものがあるんでしょうか。</p> <p>○宮下副大臣 本来、放送法は総務省所管の法律でござりますので、私が解釈を申し上げる立場にはございませんけれども、その上で申し上げれば、昨日の衆議院総務委員会で高市総務大臣が答弁されております、放送法第三条に規定する「法律に定める権限に基づく場合」とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十条に定める警報の放送のように、個別の条文において放送事業者に関する特別の措置が明文化されている場合を指すと認識しているということになります。</p> <p>○藤野委員 これは、要するに、地方との関係では災害対策基本法、そして国との関係では国民保護法を参考に、ベースにしている、そういうやりとりがずっとあるんですね。よいところを取り入れてつくったのが特措法だ。こういうことになります。時間の関係でこちらで言いますが、国民保護法では、指定公共機関にNHKだけでなく民放も入っているんですね、入っております。国民保護法の場合は、それこそ可能性の話ではなくて、もう指定されていますから、いろいろなことをやらなきやいけなくなるんですね。</p> <p>私がお聞きしたいのは、特措法というのは、今のコロナも入っているやつは、地方との関係では災害対策基本法、国との関係では国民保護法の両方のよいところとなるべく取り入れてつくつたんだという解釈というか立法説明なんですね、提案理由説明。となると、今後、時の政権が、国民保護法のよいところはほかにもあるね。例えばNHK以外にもやらないと云ひないねとか、そういうふう、国民保護法のよいところを基礎にしてつくつたこの法律に、その解釈によつて、国民保護法のよいところ、つまり指定公共機関に民放を含めていくことといふことも、これは可能になるんじやないですか。</p>

[速記中止]

○松島委員長 速記を起こしてください。

宮下副大臣

国民保護法は所管の法律ではないため、私が解釈を申し上げる立場にはございませんけれども、同法五十条におきまして、放送事業者である指定公共機関等は、警報の通知を受けた場合、速やかにその放送を行うこととなつていて承知しております。

新型インフルエンザ等特別措置法におきましては、緊急を要する警報の放送の措置等はないため、この観点からは、放送事業者を指定公共機関として指定する必要はないというふうに考えております。

○藤野委員 それではお答えになつていらないんですね。そもそもこの法律自体が、国との関係では、国民保護法がベースなんです。国民保護法にはもう既に民放が入っている。今後、国民保護法のよいところをベースにつくつたんだから、今の情勢のもとで、国民保護法のよいところを今の法案にもやるべきじゃないか、こういう解釈が行われて、民放も含めていく可能性が当然あるんじゃないですか、こういう質問なんです。

○宮下副大臣 今回は、平成二十四年の国会での議論を踏まえて答弁を申し上げております。そうした意味では、民放に關して、平成二十四年の立法時に、衆議院内閣委員会におきまして、当時の中川国務大臣が、民放各社においては災害対策基本法では指定されておりませんので、本法案についても現段階においては政令で指定することは想定をしていませんというような答弁をされております。

基本的に、国民保護法とか災害対策基本法のような緊急の放送というのはそもそも想定をされておりませんので、そうした指定をするということはないというのが解釈でございます。

○藤野委員 今、中川当時の大臣のをお引きになりましたけれども、それは災害対策基本法なん

ですね。確かに、災害対策基本法では指定されておりません、民放は、当然だと思います。

私が聞いたのは、国との関係では、国との関係では国民保護法な

んです、國との関係では。そちらでもう指定されているわけですね。ですから、そういう可能性があるではないかという質問なんです。だから、中川当時の大臣の答弁を引かれても、それはお答えにならないわけです。

もう何度も聞いても同じなので、ちょっとあれで

すけれども、要するに、副大臣が撤回された部分

半といいますか、山尾さんに対する答弁でいいま

すと、今この情報を流してもらわないと困るとい

うことで指示を出す、そして放送内容について変

更、差しかえをしてもらうということは、本来の

趣旨に合うという、ここ部分を撤回されている

のですが、その前の答弁も、私は同じ趣旨じゃな

いかと。

といいますのは、ちょっと読み上げますけれど

も、一方で、なぜ指定公共機関を指定するかとい

えば、その正確な情報、やはり、緊急事態宣言が

出される前後のようない状態はいろんな情報が飛び

交いますので、正しい情報をきちんと適時適切に

伝えていただき、それは、本来、指定をして、計

画を立てていただき、本来の目的だと思います、計

画をつくる本来の目的は、適時適切に正しい

情報を伝えていたくことだということでありま

して、私はこれを読んで、同じ趣旨じゃないのか

なと思うんですが、こつちは撤回されなくていい

い、そういう御判断になつた理由をちょっと教えていただけますか。

○宮下副大臣 先ほどの冒頭の発言でも申し上げましたように、放送の自由は確保されるという發言もしておりますし、現状、NHK並びに民間放送機関において適時適切に情報を放送していくた

修正の必要がないと思つております。

○藤野委員 いや、撤回された方では、今この情報

を流してもらわないと困るから指示をするんだ

と言つたのは、いろんな

情報が飛び交いますので正しい情報を適時適切に

伝えています。だから、そこが本来のあれだと。本来と

いうのは実は前の方は二回も出てくるんです、本

来、本来と。後ろの方は一回しか出てきませんけ

れども。ですから、なぜこちらを撤回されないま

まにしているのか。趣旨が残つちやう。

私どもはもともと反対しておりますし、ある意

味こういうものが正直にというか、語弊があります

けれども、そういう趣旨だということがわかる

のであれなんですけれども、これは残される、そ

ういう判断をされたということはちょっとと確認し

ておきたいと思います。

この問題は、私どもも引き続きしっかりと追及

していきたいと思っております。

その上で、きょうはちょうど別の問題もお聞き

したいと思つております。

今回国公法等改正案とともに検察庁法の改正案

が国会に提出されております。その中に検察庁法

があるわけですね。もともと法務省が用意されて

いた二十二条、二十二条规定を追加するというシンプルな法案

十二条规定を飛びますけれども、二

十二条は二項を追加するという二十二条规定

だつたんですが、提出されたものを見ますと、そ

の後、三、四、五、六、七、八と膨大な条文が二十二条につづけ加えられております。何でふえたかというと、検察官の勤務延長に関する規定がふえたわけであります。

内閣法制局は、三月十六日の参議院予算委員会で二十二条がこういうふうに多い条文になつたのは一月の解釈変更後といふことでござりますと答弁しているんですね。他方、森大臣は、十三日の当委員会で川内委員の質問に対して、本年一月二十日以内閣人事局と協議をしたといふうに答弁をされております。

大臣にお答えいただきたいんですが、時期だけ結構ですけれども、一月二十三日に内閣人事局

と協議した後に、この検察庁法二十二条二項以下の条文案が追加された、こういうことによろしいですか。

○森国務大臣 法務省においては、検察官の定年引上げに関する法律案の策定の過程で、昨年十二月ごろから現行の国家公務員法と検察庁法との関係について必要な検討を行つてたところ、その結果、本年一月十七日までには法務省内において検察官の勤務延長については一般法である國家公務員法の規定が適用されるとの解釈に至つたため、直ちに関係省庁と協議を行い、一月二十四日までに各省府から異論はない旨の回答を得て、最終的に結論を得たものであります。

そして、検察庁法の改正案についてその解釈を前提として必要な見直しを行い、条文を追加したものでございます。

そこで、検察庁法の改正案についてその解釈を前提として必要な見直しを行い、条文を追加したもののござります。

検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されるとの解釈に至つたため、直ちに関係省庁と協議を行い、一月二十四日までに各省府から異論はない旨の回答を得て、最終的に結論を得たものであります。

○藤野委員 二十四日以降ということだということ

が国会に提出されております。その中に検察庁法

があるわけですね。もともと法務省が用意されて

いた二十二条、二十二条规定を飛びますけれども、二

十二条は二項を追加するという二十二条规定

だつたんですが、提出されたものを見ますと、そ

の後半の前の解釈、それぞれ載つているとい

うですけれども、これにはさまざま興味深い、

今おつしやられた一月後半の前の解釈と、そして

その後半の後の解釈、それぞれ載つているとい

うですけれども、これにはさまざま興味深い、

今おつしやられた一月後半の前の解釈と、そして

七の読みかえ規定を置く必要性についてどのように説明されているのか。そして二つ目に、人事院の承認等を読みかえる理由について。そして三つ目に、その人事院の承認等の読みかえで内閣が定めるとしている理由。それぞれ教えてください。

○森国務大臣 まず一つ目の御質問が読みかえ規定についてでございますけれども、現行の国家公務員法上は、検察官への勤務延長の規定の適用に当たり、読みかえ規定は必要ではございませんでした。しかし、今般の改正により、国家公務員法の勤務延長の規定が、検察官に観念できない管理監督職などを含むものに改められました。それが新設をされました。そのため、検察官については、読みかえ規定がなければ国家公務員法上の勤務延長の規定を適用することが困難になつたことから、所要の規定の整備が必要となつたものでございます。

そして、後段の御質問でございますけれども、現行の勤務延長制度は、検察官への適用に当たつて、あくまで国家公務員法上の制度として、退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由が引き続き認められるかどうかという再延長の要件の該当性の判断等について、人事院による判断にもなじむものでございました。しかし、このたびの改正により、国家公務員法上の勤務延長制度は、検察官には適用がない役職定年制を前提とした規定が加えられることになりました。他方で、検察官については、他の一般職の国家公務員とは異なり、役職定年制の趣旨を踏まえた独自の制度を検察庁法に設けました。そのため、改正後の国家公務員法の勤務延長の規定を検察官に適用するに当たっては、検察庁法で読みかえ規定を設けた上、検察庁法独自の制度を前提として適用することになつたものでございます。

もつとも、勤務延長の再延長の要件の判断につ

いてより慎重に実施するものとするために、そのように説明されているのか。そして二つ目に、人事院の承認等を読みかえる理由について。そして三つ目に、その人事院の承認等の読みかえ規定を読みかえる理由についてでございます。そして三つ目に、その人事院の承認等の読みかえ規定を読みかえる理由についてでございます。

○森国務大臣 まず一つ目の御質問が読みかえ規定についてでございますけれども、現行の国家公務員法上は、検察官への勤務延長の規定の適用に当たり、読みかえ規定は必要ではございませんでした。しかし、今般の改正により、国家公務員法の勤務延長の規定が、検察官に観念できない管理監督職などを含むものに改められました。それが新設をされました。そのため、検察官については、読みかえ規定がなければ国家公務員法上の勤務延長の規定を適用することが困難になつたことから、所要の規定の整備が必要となつたものでございます。

そして、後段の御質問でございますけれども、現行の勤務延長制度は、検察官への適用に当たつて、あくまで国家公務員法上の制度として、退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由が引き続き認められるかどうかという再延長の要件の該当性の判断等について、人

事院による判断にもなじむものでございました。しかし、このたびの改正により、国家公務員法上の勤務延長制度は、検察官には適用がない役職定年制を前提とした規定が加えられることになりました。他方で、検察官については、他の一般職の国家公務員とは異なり、役職定年制の趣旨を踏まえた独自の制度を検察庁法に設けました。そのため、改正後の国家公務員法の勤務延長の規定を検察官に適用するに当たっては、検察庁法で読みかえ規定を設けた上、検察庁法独自の制度を前提として適用することになつたものでございます。

○藤野委員 準則じやないとと思うんです。

内閣が定めるとしている理由について、ちょっとお答えください。

○森国務大臣 失礼いたしました。

内閣が定めたこととなつた理由としては、国家

公務員法上の制度と異なる検察官独自の制度をつくったため、それについては内閣が判断することとしたものでございます。

○藤野委員 今、検察官独自という言葉を何度もおっしゃいましたけれども、要するに、今回いかに無理筋の解釈を、直前になって、一月末になつて行つたがゆえに、法文上もむちやくちやなことになつてゐるということが、この法務省の資料で非常によくわかるんです。

きょうはちよつと時間の関係で紹介できなんですが、この前の方は、その前なんですね、一月に、まだ二十二条について二項しかないところで

は、要するに今おっしゃったややこしい説明は全くないんですね。非常にシンプルに、むしろ逆に、検察官というのは一般公務員と違つて職制上

の段階がなくて降任等が觀念し得ない、だから同

時期に一齊に退官することもないし、同時期に一

斉に異動することもないんだ、ですから、今回考

えられているようなややこしい問題がないから、

公務の運営に著しい支障が生じることは考えがた

いと書いてあるんですね。しかし、それがこの後

半の資料では全く違つて、今おっしゃつたような

何かよくわからぬ議論になつてゐるということ

とがわかると思います。

委員長にちよつとお諮りしたいんですが、この

資料は、検察庁法案を審議する上で、この委員会

によってより慎重に実施するものとするために、その判断による手続等について準則等で事前に明らかにすることを濫用を防止でき、適切に再延長がなされるものと考えております。

○藤野委員 準則じやないとと思うんです。

内閣が定めるとしている理由について、ちょっとお答えください。

○森国務大臣 失礼いたしました。

内閣が定めたこととなつた理由としては、国家

公務員法上の制度と異なる検察官独自の制度をつくったため、それについては内閣が判断することとしたものでございます。

○藤野委員 今、検察官独自という言葉を何度もおっしゃいましたけれども、要するに、今回いかに無理筋の解釈を、直前になつて、一月末になつて行つたがゆえに、法文上もむちやくちやなことになつてゐるということが、この法務省の資料で非常によくわかるんです。

きょうは委員会で山尾委員が、将来変わるんで

すかと何度も質問がありました。かつて、これ

までは、この法務委員会でもこういう質問とい

のはしなくて済んだんですね。やはり、この国

会の法案質疑の答弁、これを聞いて、議事録に残

して、そしてそれを信頼するから、これは解釈変

更されないんですかなんて聞かなくてよかつた

んですよ。これをぶち壊したのは森法務大臣です

よ。

放送法三条をお聞きしますが、ここには「法律

に定める権限に基づく」と書いてあるんですけれ

ども、特措法には、二条は指定、三条は責務、そ

して三十三条では、「二十条の条件を加えながら

も、「必要な指示をすることができる」という規

定になつています。指定されると必要な指示をす

ることができる。これと放送法三条を合体する

と、「法律に定める権限に基づく場合」というふう

に、日本語的には適用することができるといふこと

とはお認めになるんですか。宮下副大臣にお聞き

したいと思います。

○宮下副大臣 先ほど来答弁申し上げております

ように、新インフルエンザ等特別措置法における

法的な規定はございませんので、それに基づいて

指示等がなされることはないというのが解釈でございます。

○串田委員 質問したのは、日本語としてこれが

ではないにしても、この委員会も極めて密接にかかる問題でありますので、ぜひ当委員会にも提出をお願いしたい。既に参議院には提出されておりますので。お願ひします。

○松島委員長 後ほど理事会で議論いたします。

○藤野委員 終わりますけれども、要するに、今回の黒川氏の定年延長を認める閣議決定が、まさに法文上も非常に大きな矛盾を生んでいます。ですから、これはもう、この法案そのものの撤回、閣議決定も撤回、これしかないということを強く主張して、質問を終わります。

○串田委員 次に、串田誠一さん。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

きょうは委員会で山尾委員が、将来変わるものかと何度も質問がありましたが、かつて、これまで、この法務委員会でもこういう質問といふのはしなくて済んだんですね。やはり、この国会の法案質疑の答弁、これを聞いて、議事録に残して、そしてそれを信頼するから、これは解釈変更されないんですかなんて聞かなくてよかつたんですよ。これをぶち壊したのは森法務大臣です

よ。

放送法三条をお聞きしますが、ここには「法律

に定める権限に基づく」と書いてあるんですけれ

ども、特措法には、二条は指定、三条は責務、そ

して三十三条では、「二十条の条件を加えながら

も、「必要な指示をすることができる」という規

定になつています。指定されると必要な指示をす

ることができる。これと放送法三条を合体する

と、「法律に定める権限に基づく場合」というふう

に、日本語的には適用することができるといふこと

とはお認めになるんですか。宮下副大臣にお聞き

したいと思います。

○宮下副大臣 先ほど来答弁申し上げております

ように、新インフルエンザ等特別措置法における

法的な規定はございませんので、それに基づいて

指示等がなされることはないのが解釈でござ

ります。

○宮下副大臣 重ねて申し上げますけれども、そ